

令和8年度
保存版

乳幼児健診等 年間予定表



問合せ先

三芳町役場こども支援課母子保健担当（役場2F）
三芳町こども家庭センター

1~6

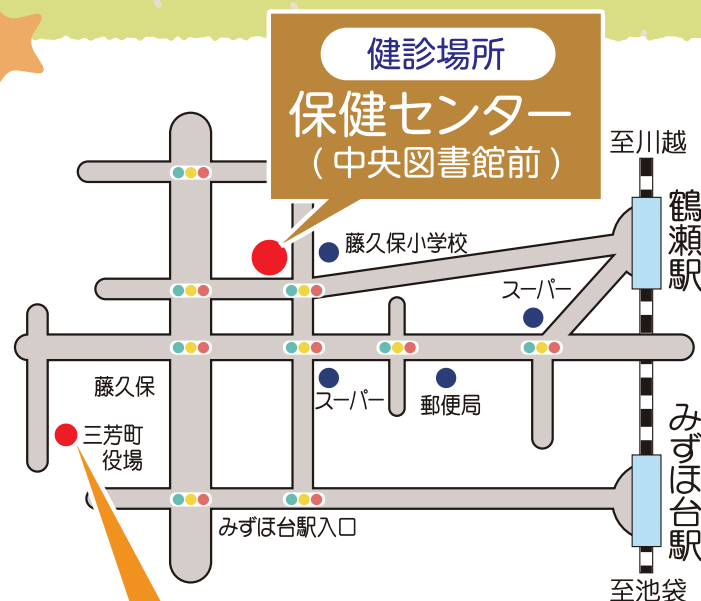
妊娠～出産・子育て期の母子保健事業

7~9

乳幼児健診
子どもの預かりについて

10~11

町内医療機関・休日急患



問合せ先

三芳町役場 こども支援課 (2F)



〒354-8555 三芳町大字藤久保1100番地1

TEL▶ 049-258-0019 FAX▶ 049-274-1009

E-mail▶ kodomo@town.saitama-miyoshi.lg.jp

※乳幼児健診は、「保健センター（藤久保7232番地1）」で行いますので、ご注意ください。
令和8年9月より健診会場が「ルミナ」に変更となります。

1 妊娠～出産・子育て期の母子保健事業

母子保健担当では、妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に応じ、各種教室の開催や訪問を実施しています。

妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援を行い、町内の関係機関と連携を図りながら、母子保健の充実を目指します。

妊娠に関する相談

にんしん SOS 埼玉

埼玉県では、思いがけない妊娠に悩む方が、相談支援を受けられるように、電話やメールで相談に応じる「にんしん SOS 埼玉」を開設しています。

保健師・助産師・看護師、社会福祉士などの専門相談員が、思いがけない妊娠に悩む方の状況を丁寧に受け止めながら、適切な情報提供を行います。

また、ご相談内容によっては、町のこども家庭センターや医療機関など、続けてサポートが受けられる適切なサービスの紹介も行います。

相談無料、匿名で相談していただくことができます。不安や悩みはひとりで抱え込まず、お気軽に相談ください。

埼玉県不妊症・不育症等ピアサポートセンター「ふわり」

埼玉県では、不妊症や不育症でお悩みの方、流産や死産を経験された方の不安や心配などについて、Zoom によるオンラインの通話相談及び面接相談を不妊や不育などの経験のあるスタッフ（特定非営利活動法人 Fine）が、お気持ちに寄り添い、丁寧にご相談をお受けします。



ふわり
二次元コード

- 対象者**
- 埼玉県内にお住まいの方
 - 不妊症・不育症に悩んでいる方
 - 不妊症検査・不育症検査、不妊治療を受けるかどうか悩んでいる方
 - 現在不妊治療中の方
 - 流産や死産をご経験された方
 - 不妊治療の終結に悩んでいる方 など

おひとりでのご相談も、ご夫婦やカップルでのご相談も可能です

相談方法 オンラインツール（Zoom）を利用し、電話又は面接で相談ができます。相談料は無料で、相談に係る通信料は相談者負担です。詳細は、右上二次元コードをご参照ください。

妊娠を望んだら

不妊検査・不育症検査費助成の案内

対象者 次の①②に該当する者

- ①助成申請時に夫婦（事実婚関係にある方も含む）であって、双方または一方が町内に住民登録があること
- ②不妊検査および不育検査開始時の妻の年齢が43歳未満である夫婦であること

対象となる検査

- 不妊検査：指定医療機関で夫婦ともに受けた検査
*ただし、検査開始日がいずれか早い方の日から1年以内の検査とする。
- 不育症検査：指定医療機関で夫婦ともに受けた検査
*ただし、検査開始日がいずれか早い方の日から1年以内の検査又は、妻のみが受けた不育症検査で検査開始日から1年以内の検査とする。

助成額

助成の対象となる不妊検査又は不育症検査に係る費用のうち、助成の対象者の自己負担額とします。検査開始時の妻の年齢が34歳までの方は上限30,000円、35歳以上の方は、上限20,000円となります。

助成回数

1組の夫婦につき不妊検査及び不育症検査それぞれ1回限り。

申請方法

早期不妊検査・不育症検査費助成事業申請書（HPに掲載）、早期不妊検査費助成事業に係る実施証明書又は不育症検査実施証明書（HPに掲載）、検査費の領収書の原本、助成金の振込みを希望する銀行口座の名義・口座番号の分かるものを母子保健担当窓口へ提出し申請する。

その他

詳細は母子保健担当までお問い合わせください。



妊娠期

妊婦健康相談・訪問

(窓口：母子保健担当 役場2階)

町では、安心して赤ちゃんを迎えられるように、妊娠・出産・育児に関する相談をお受けしています。保健師がご自宅に訪問したり、オンラインツール(Zoom)を用いたオンラインでの相談に応じることもできますので、お気軽にご相談ください。

母子健康手帳の交付

(窓口：母子保健担当 役場2階)

妊娠の確認ができれば早めに母子健康手帳の交付を受けてください。母子健康手帳交付時は保健師等が全ての妊婦と面接し、体調の確認や町のサービスに関する案内などを行います。令和8年4月より事前に電子母子手帳「母子モ」より来庁予約ができます。簡単なアンケートにお答えいただきます。代理の方が届出を行う場合は、後日電話や訪問により保健師が面接をさせていただきます。



* 妊娠届出の際は、妊婦本人のマイナンバー番号確認書類をお持ちください。

妊婦のための支援給付事業

(窓口：母子保健担当 役場2階)

事業の目的

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律において、子ども・子育て支援法に「妊婦のための支援給付」が創設され、令和7年度から施行されていました。妊娠期からの切れ目のない支援を行う観点から、児童福祉法の「妊婦等包括相談支援事業」等の支援を効果的に組み合わせて、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援をするためのものです。

事業の内容

〈支給対象者〉

日本国内に住所を有する妊婦

〈支給に必要な手続・支給額〉

- ・妊婦は申請を行い、妊婦給付認定を受ける⇒5万円支給
- ・妊婦給付認定を受けた者は、妊娠しているこどもの人数等の届出を行う⇒妊娠している子どもの数×5万円を支給

妊婦健康診査等

(窓口：母子保健担当 役場2階)

妊娠届出・母子健康手帳交付時に妊婦健康診査等助成券を交付します。この助成券は、町に住民票を有する妊婦に必要とされる妊婦健康診査等の費用の一部を公費で負担するものです。助成券の上限を超えた分は自己負担となります。

【転入・転出の場合】

・転入の場合

住民票の異動に伴い、妊婦健康診査等助成券の差替えが必要です。前住所の妊婦健康診査等助成券と母子健康手帳をお持ちのうえ、母子保健担当（役場2階）窓口で差替え手続きを行ってください。

・転出の場合

住民票を異動した時点で、当町の妊婦健康診査等助成券は使用できません。転出先にて妊婦健康診査等助成券の差替えを行ってください。

多胎妊婦に対する妊婦健康診査費用の助成(窓口：母子保健担当 役場2階)

内 容	多胎妊娠に伴い、妊婦健康診査受診票14回分を超えて自費で妊婦健康診査を受診した際に要した費用の一部を助成します。
対 象	妊婦健康診査受診日において次の要件をすべて満たす者。 ①三芳町に住居登録がある。 ②多胎児を妊娠している。
助成限度額	妊婦健康診査受診1回につき5,000円、妊婦1人につき5回まで
そ の 他	詳細は母子保健担当までお問い合わせください。

妊婦のための歯周疾患予防検診

(窓口：健康推進担当 役場1階)

実施期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
実施場所	三芳町歯科医師会の医療機関(P7参照)
対 象	妊娠中の女性 費 用 500円
内 容	①歯科検診 ②歯周病検査 ③ブラッシング指導
そ の 他	妊娠届出時及び、転入に伴う妊婦健康診査受付票の引き換え時に、受診票を配布します。

育児支援・家事援助サービス利用費補助金交付事業

(窓口：母子保健担当 役場2階)

三芳町では、妊娠期から子育て期まで安心して出産・子育てができるように、産前産後の女性に寄り添い、家事や育児などのサポートとして、ドゥーラ等による民間事業所による家事援助や育児支援サービスを利用した際の自己負担額の一部を補助致します。

補助の金額

1時間につき2,000円を上限とする。

(自己負担額が、補助上限より低い金額である場合は、その金額を上限とする)

対象者・利用回数等

対象者	利用の上限(単位：時間)
①妊娠中又は出産6ヵ月までの方	35時間
②多胎妊娠中、又は多胎児を出産後1年までの方	70時間
③早産児 ^{※1} 、又は低体重児 ^{※2} を出産後1年までの方	70時間

※1 早産児：在胎37週未満で出生した児

※2 低出生体重児：出生体重2,500g未満で出生した児

対象となるサービス

民間事業所等の行う育児支援事業や産後ドゥーラの行う家事援助等を対象とします。

ただし、妊産婦等の保護者が不在時の児の一時預かり及び移動援助(例：ファミリーサポート事業や一時保育)は対象外となります。

利用方法

利用を希望する場合は、サービスを利用する前に、下記担当に申請してください(利用後の申請の場合、補助ができない場合がございます)。

その他

民間事業所の行う育児支援・家事援助サービスの紹介等は行っておりません。

両親学級

(窓口：母子保健担当 役場2階)

- 対象** 安定期の妊婦とその家族
実施場所 保健センター
内容 沐浴実習、妊婦体験など
申込み等 右記二次元コードよりお申込みください。



三芳町ホームページ
二次元コード

出産後

産後ケア事業(ショートステイ型・デイサービス型・アウトリーチ型)

(窓口：母子保健担当 役場2階)

1. 利用できる方

1歳未満の児とその母親

次の方は対象外となります。

- ①お母さんまたはお子さん、もしくはその両方が感染症に罹患している場合
- ②お母さんまたはお子さん、もしくはその両方に医療処置・管理が必要な場合

2. その他

生活保護世帯及び非課税世帯の方は、食費を除く利用料は無料です。申請時に生活保護受給者証または、非課税証明書をご提出ください。

産後ケア事業の利用料の補助があります。

利用限度は1人7回まで(原則)

課税世帯についても、2,500円/回・5回まで利用料を免除^{*}。

※利用に際しての食事は実費となります。

三芳町で出生届をされる方には出生届出時に、出産後に三芳町に転入された方には産後ケア事業利用申請時に、産後ケア事業利用費助成券をお渡ししています。産後ケア事業を利用されるに際して、利用施設にお出してください。出生届より前に産後ケア事業を利用される時にもお手数ですが、母子保健担当までお問合せください。

里帰り出産*をされている方、される方に対するの利用について

三芳町から、他市町村に里帰りをし、里帰り先の助産院等で産後ケア事業を利用した場合は、費用の一部を補助いたします。

また、他市町村から三芳町に里帰りをしている方に対しても、産後ケア事業の利用ができるようになりました。

①三芳町の方が他の市区町村に里帰りをし、里帰り先の市区町村で産後ケア事業を利用する場合

利用をする予定がある場合、事前に母子保健担当（役場2階）にご相談ください。

②他市区町村から三芳町に里帰りをしており、町の産後ケア事業を利用する場合

利用する前に母子保健担当（役場2階）に申請してください。各施設の利用料（次頁施設一覧参照）と食費（実費）で利用が可能です。

※おおむね1ヶ月程度の滞在を想定しています。

〔ショートステイ型〕

出産後、助産院・医療機関等に入院していただき、助産師等が、24時間体制でお母さんとお子さんのサポートをします。

1. 提供サービス

- お母さんとお子さんの健康管理（全身状態のチェック、お子さんの発育確認等）
- お母さんとお子さんの療養上の世話
- 授乳指導（乳房のケア含む）
- 育児に関する助言・相談（おむつ交換、沐浴指導、その他育児相談など）

2. 実施場所

町が委託する助産院・医療機関等

〔デイサービス型〕

出産後、日中を助産院等ですごしお母さんとお子さんが安心して子育てができるよう育児相談や授乳相談、母乳マッサージなどの支援が受けられる事業です。利用できる時間は施設により異なります。

1. 提供サービス

- 授乳指導（乳房のケア含む）
- 育児に関する助言・相談（おむつ交換、沐浴指導、その他育児相談など）

2. 実施場所

町が委託する助産院・医療機関等

〔アウトリーチ型〕

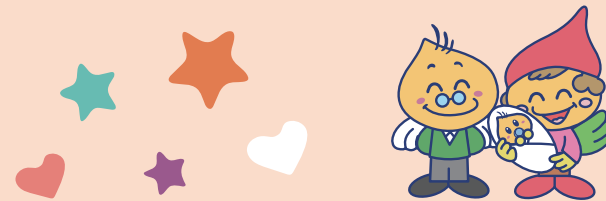
出産後に家族等から十分な家事及び育児などの援助が受けられない家庭に、助産師が訪問し、育児相談や授乳相談・母乳マッサージなどの支援を受けられる事業です。

1. 提供サービス

- お母さんに対する保健指導・栄養指導
 - 適切な授乳ができるためのケア（乳房マッサージを含む）
 - 育児に関する助言・相談
- （注意）買い物や掃除、洗濯等の家事及び、子どもの預かりは行いません。












2. 実施場所

利用者の居宅



施設一覧 食費は実費となるため、各施設にお問い合わせください。

2025年2月1日時点

施設名	ショートステイ型	デイサービス型 1回、6時間程度	アウトリーチ型 1回、2時間程度
助産院 もりあね 住所：所沢市下富 612-10 TEL：04-2943-3139 FAX：04-2943-3156  【予約サイト】 ※予約前に申請が必要です。	1日 3,000円 (1泊2日：6,000円) 多胎はプラス 800円/人 (1泊2日：7,600円)	1回 2,500円 多胎はプラス 550円/人 ♪食事の提供可 ☆10時～16時の利用	1回 1,500円
かせい森の産後ケア施設 住所：狭山市稲荷山 2-15-1 TEL：04-2955-6108 平日 9時～16時30分		1回 1,500円 多胎はプラス 600円/人 ♪持ち込みか敷地内の施設で購入可	
桶谷式 はるにれ母乳育児相談室 住所：川越市上戸新町 3-6-1 TEL：049-290-5645  【予約サイト】 ※予約前に申請が必要です。		1回 1,500円 多児はプラス 400円 ♪持ち込み ☆イトオテルミー療術式お灸、初回のみ体験できます。 ☆多児の場合、母子以外の大人1名のつきそいが必要です。	
たかせ助産院 住所：朝霞市三原 3-17-20 TEL：090-5518-6557			1回 700円
恵愛病院 住所：富士見市針ヶ谷 526-1 TEL：049-252-2121		1回 1,900円 多胎はプラス 600円/人 ♪食事の提供可 ☆10時～16時の利用。 ☆お子さんの預かりは、概ね7か月未満です。	
イムス富士見総合病院 住所：富士見市鶴馬 1967-1 TEL：049-251-3060	1日 2,900円 多胎はプラス 1,450円/人 ☆10時～翌日10時の利用	1回 2,900円 多胎はプラス 1,450円/人 ♪食事の提供可 ☆10時～16時の利用	

※病院、助産院の状況等により、希望に添えない場合もございます。ご利用の際は、事前に申請が必要です。

※利用をキャンセルされる場合は、利用施設に「利用日の前日 12時まで」に直接実施施設にご連絡ください。

利用日前日の12時以降のキャンセルについては、キャンセル料として自己負担分を施設にお支払いいただきますので、ご注意ください。

養育医療 (窓口：母子保健担当 役場2階)

未熟児に対して、養育のため病院に入院することが必要な場合、その養育に必要な医療の給付を行う制度です(医療機関は指定医療機関であることが必要です。)

対象 出生体重が2000g以下、又は生活力が特に薄弱で、医師が特に入院養育を必要と認めたもの

申請方法 原則出生後2週間以内に、母子保健担当(役場2階)窓口申請してください。里帰り出産等で申請が遅れる場合は、ご相談ください。

その他 申請書類等はHPからダウンロード、又は母子保健担当(役場2階)窓口で配布しております。詳細は、母子保健担当までお問い合わせください。

埼玉県リトルベビーハンドブックについて

埼玉県にお住まいの小さく生まれたお子さんと家族のための応援手帳です。一人ひとりのお子さんの発育や発達状況に配慮した内容になっています。お子さんが生まれたときから、満3歳までの成長や医療の記録ができるようになっています。母子健康手帳とあわせてご利用ください。

対象 出生体重が1500g未満の低出生体重児

交付方法 上記以外の低出生体重児で交付を希望される場合母子保健担当で交付します。

定期予防接種

(窓口：健康推進担当 役場 1階)

二市一町の医療機関だけでなく、埼玉県内の乗り入れ制度の利用が可能な県内医療機関でも接種することができます。埼玉県外での接種を希望する方は、事前に担当までお問い合わせください。

※出生届時定期予防接種の予診票の綴り(予防接種手帳)は、2階の母子保健担当で交付となります。

産婦健康診査

出産後おおむね1か月までの産婦健康診査(基本的な健診・こころの健康チェック)を受診の際に、助成券を委託医療機関でご使用いただくことで公費負担を受けます。

令和8年度から1人につき1回から2回となります。令和7年度中に妊娠届を出された方で該当する方には、令和8年4月以降に追加分の助成券を個別送付いたします。詳細は右の二次元コードで確認して下さい。



三芳町ホームページ二次元コード

1か月児健康診査費用助成事業(令和8年度より新規事業)

三芳町では、乳児の疾病の早期発見、早期治療及び健康増進を図るとともに、子育て家庭の経済的負担の軽減を目的に、1か月児健康診査費用の一部を助成します。対象の方には、令和8年4月下旬までに「1か月児健康診査助成券」を送付いたします。

対象 令和8年4月1日以降に生まれたお子さま

- 内容** ①身体発育状況
- ②栄養状況
- ③疾病及び異常の有無
- ④先天性代謝異常検査の実施状況の確認
- ⑤新生児聴覚検査の実施状況の確認
- ⑥ビタミンK2投与状況の確認 等

助成額 6,000円/人

方法 二市一町の委託医療機関にて受診する場合は、受診時に1か月児健康診査助成券を提出ください。

二市一町の委託医療機関以外で受診する場合は、健診費用は医療機関窓口で全額お支払いください。後日、償還払いの申請をすることで、健診費用の一部助成を受けることができます。その際は、記載された1か月児健康診査助成券と領収書が必要です。詳しくは町ホームページをご確認ください



三芳町ホームページ二次元コード

こんにちは赤ちゃん訪問事業

三芳町では町で生まれた全ての赤ちゃんのご自宅へ保健師・助産師がお伺いしています。

対象 産婦と新生児(生後4週まで)～3か月までの乳児

内容 保健師・助産師がご自宅に伺い、子育てに関する情報提供、相談、体重測定、予防接種の相談をおこないます。

その他 保健師がご自宅に伺う日時を約束するための電話をかけますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

子育て講座 ほっとサークル

対象 2～4か月の児とその保護者

持ち物 母子健康手帳、お子さんに必要なもの

内容 自己紹介、三芳町紹介、ベビーマッサージ

その他 日程等は右記二次元コードよりご確認ください。



三芳町ホームページ二次元コード

離乳食教室

- 内容** ①離乳食初期～簡単離乳食～
レンチンで簡単!だしの取り方、お粥や野菜ペーストの作り方
- ②離乳食中期～パパッと作る離乳食!～
市販ベビーフードを使った時短メニューの紹介 等

時間 ①10:00～10:50 ②11:00～11:50

持ち物 母子健康手帳、お子さんに必要なもの

その他 日程等は右記二次元コードよりご確認ください。



三芳町ホームページ二次元コード

その他

産後ドゥーラ等資格取得促進事業

令和8年度の募集はありません。

乳幼児健診

対象者には、健診日の概ね1か月前に郵送で通知いたします。

乳幼児健診 日程表

乳幼児健診注意事項

1. 乳幼児健診にお越しの際は、バスタオルをご持参ください。
2. 会場内での飲食はできません。
3. 駐車場が狭いので、お車でのお越しはご遠慮ください。
4. 受付時間の詳細は個別通知をご確認ください。当該月で受診ができない場合は、右記二次元コードで変更の申込みをして下さい。
5. ペビーカーでの入室はできません。



■ 健診場所：保健センター（中央図書館前）（R8年9月以降は「ルミナ」に変更となります）

■ 受付時間：個別通知をご覧ください。

健診名	4か月児健診 (対象：3～4か月)		10か月児健診 (対象：9～10か月)		1歳6か月児健診 (対象：1歳6～7か月)		2歳児歯科健診 (対象：2歳6～7か月)		3歳児健診 (対象：3歳6～7か月)		5歳児健診 (対象：4歳6～7か月)	
令和8年 4月	10日金	7年12月生	24日金	7年6月生	17日金	6年9月生	7日火	5年9月生	14日火	4年9月生	21日火 28日火	3年9月生
5月	1日金	8年1月生	22日金	7年7月生	8日金	6年10月生	12日火	5年10月生	19日火	4年10月生	26日火 29日金	3年10月生
6月	5日金	8年2月生	19日金	7年8月生	12日金	6年11月生	2日火	5年11月生	9日火	4年11月生	16日火 23日火	3年11月生
7月	3日金	8年3月生	17日金	7年9月生	10日金	6年12月生	7日火	5年12月生	14日火	4年12月生	21日火 24日金	3年12月生
8月	7日金	8年4月生	13日木	7年10月生	10日火	7年1月生	4日火	6年1月生	12日木	5年1月生	5日木	4年1月生
9月	11日金	8年5月生	25日金	7年11月生	18日金	7年2月生	15日火	6年2月生	8日火	5年2月生	29日火	4年2月生
10月	2日金	8年6月生	16日金	7年12月生	9日金	7年3月生	6日火	6年3月生	13日火	5年3月生	20日火	4年3月生
11月	6日金	8年7月生	20日金	8年1月生	13日金	7年4月生	10日火	6年4月生	17日火	5年4月生	25日木	4年4月生
12月	4日金	8年8月生	18日金	8年2月生	11日金	7年5月生	1日火	6年5月生	8日火	5年5月生	15日火	4年5月生
令和9年 1月	8日金	8年9月生	22日金	8年3月生	15日金	7年6月生	5日火	6年6月生	12日火	5年6月生	19日火	4年6月生
2月	5日金	8年10月生	19日金	8年4月生	12日金	7年7月生	2日火	6年7月生	9日火	5年7月生	16日火	4年7月生
3月	5日金	8年11月生	19日金	8年5月生	12日金	7年8月生	2日火	6年8月生	9日火	5年8月生	16日火	4年8月生

*対象月を2か月経過して受診が確認できない場合は、保健師がご自宅等に訪問しています。

育児相談日・計測日日程表

※駐車場が狭いので、お車でのお越しはご遠慮ください。 ※予約時間についてはご希望にそえない場合があります。

育児相談(申込み制)

場 所 保健センター 対 象 0歳～就学前の児 時 間 9:30、10:00、10:30、11:00 利 用 電子母子手帳「母子モ」よりご予約ください。

月	令和8年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和9年1月	2月	3月
育児相談日	10日金	1日金	5日金	3日金	7日金	11日金	2日金	6日金	4日金	8日金	5日金	5日金

育児計測

場 所 保健センター 対 象 0歳～就学前の児 時 間 9:30～10:40 利 用 時間内に会場までお越しください。

月	令和8年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和9年1月	2月	3月
育児計測日	24日金	22日金	19日金	17日金	13日木	25日金	16日金	20日金	18日金	22日金	19日金	19日金

◎母子保健に関する講座や教室について「広報みよし」をご参照ください。

こどもを預けたいと思ったら

こども誰でも通園制度

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらずの支援を強化するため創設された新たな通園制度です。

対象者

- ・保育所等に通っていない、0歳6ヶ月～満3歳未満のお子さま

利用方法

- ・月10時間の枠内で、時間単位で柔軟に利用可能

その他

令和8年度実施予定。
詳細は町ホームページをご確認ください。

一時保育サービス

保護者の方が、就労や疾病もしくは出産・介護・災害等の理由により家庭での保育が困難な場合に、一時的な保育サービスを利用いただけます。（原則として、三芳町に住民登録しているかたが対象です）

町内の一時的保育施設一覧

名称	利用時間	延長保育	対象年齢	利用定員
幼保連携型認定こども園こすず幼稚園	9時00分～15時00分	—	満1歳～就学前	3名

休所日：土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始・その他施設が休所と定める日

こども誰でも通園制度と一時保育との違い

一時保育サービスが、「保護者の立場からの必要性」に対応するものであるのに対して、こども誰でも通園制度は、保護者のために「預かる」ものではなく、家庭にいないだけで得られない様々な経験を通じて、こどもが成長していくように、こどもの育ちを応援することが主な目的です。

ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターは、地域において子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と行いたい人（提供会員）が、子育てについて助け合う会員組織です。本事業は、2市1町（富士見市・ふじみ野市・三芳町）間内での相互利用が可能であり、広域的な子育ての支援が受けられます。また、病児病後児緊急サポート事業を実施しています。緊急サポートセンター埼玉への委託により、病児病後児の一時保育及び宿泊を伴う保育や緊急の一時保育などが可能です。

活動内容

保育所、幼稚園、学童保育室等の送り迎え
保護者の用事や感染の伴わない疾病のとき
子どもの定期健診時に他の兄弟を預かる など

謝礼の基準額

提供会員からサービスの提供を受けた依頼会員は、下表をもとに提供会員に謝礼を支払います。
計算基礎となる時間は、援助のために提供会員が家を出てから家に戻るまでの時間です。

基本謝礼

利用日	対象時間	金額
月～金	6:00～22:00	1時間当たり700円
土、日、祝日、年末年始	6:00～22:00	1時間当たり800円

最初の1時間は、それに満たない場合でも1時間分の基本謝礼となります。活動が1時間を超えたときは、30分ごとに半額を加算します。

時間外割増謝礼

対象時間	金額
6:00～7:00 及び 19:00～22:00	30分ごとに基本謝礼に50円を加算

計算例) 土曜日の18:30～20:00の1時間半利用の場合
基本謝礼：土曜日単価800円×1.5時間=1,200円
時間外割増謝礼：(19:00～20:00が対象時間のため、30分単位は2単位)
単価50円×2単位=100円
合計 1,200円+100円=1,300円

補償保険について

ファミリー・サポート・センター補償保険は三芳町が全額を負担し、加入します。活動中に、提供会員及び依頼会員のお子さんが障害を被った場合や賠償請求を受けたときの補償を行うものです。

2市1町（富士見市・ふじみ野市・三芳町）間内の相互利用について

平成22年7月1日より2市1町（富士見市・ふじみ野市・三芳町）間内の相互利用が可能になりました。利用するには、居住地のセンターに登録したうえで、2市1町内の希望するセンターへの登録が必要です。

三芳町ファミリー・サポート・センター

所在地 三芳町藤久保 7238
受付時間 月～金曜日 9:00～12:00、13:00～17:00
電話番号 049-258-0075

富士見市ファミリー・サポート・センター

所在地 富士見市鶴馬 3351-2 子ども未来応援センター内
受付時間 月～金曜日 9:00～17:00
電話番号 049-251-3337

ふじみ野市ファミリー・サポート・センター

所在地 ふじみ野市福岡 1-2-5 フクトピア 3階 東児童センター
受付時間 月～金曜日（第2水曜日を除く） 10:00～18:00
電話番号 049-262-1135 受付時間は祝祭日・年末年始を除きます。

病児・病後児保育事業

病児・病後児保育とは

病気又は病気の回復期にあるため集団保育できない児童を、病児又は病後児の保育を実施する保育所や医療機関に併設された専用の部屋で一時的に保育するものです。

利用できる児童

町内に住み、入院治療の必要がなく、病気又は病気の回復期のため登園等ができません保護者の就労等で家庭で保育ができない、原則として保育所、認定こども園、小規模保育、事業所内保育、家庭保育室、幼稚園、放課後児童クラブ等に在籍する、満1歳（病児保育室すこやかは生後6か月）～小学校6年生までの児童。

実施施設

- 病児対応型: 亀久保ひまわり保育園(ふじみ野市亀久保4-12-33)
電話049-264-5515 定員4名
- 病後児対応型: 針ヶ谷保育園(富士見市針ヶ谷1-16-5)
電話049-275-0077 定員4名

- 病児対応型: ふじみのかぴら保育園病児保育室「ポニー」(ふじみ野市駒林元町3-4-2)
電話049-256-9091 定員4名
- 病児対応型: えと病児保育室(ふじみ野市福岡2-1-6イオンタウン3階)
電話049-293-8654 定員4名
(注意)送迎病児保育につきましては、ご利用できません。
- 病児対応型: 病児保育室すこやか(富士見市東みずほ台2-16-9)
電話049-256-5833 定員6名

利用料金

1日 2,000円(利用当日施設へお支払いください。)

利用時間

月曜日から金曜日まで(祝日と12月29日～1月3日を除きます。)
午前8時30分から午後5時30分まで

利用方法

- 登録申請書を提出
 - 事前に、登録申請書を実施保育園又は町こども支援課に提出し、登録をします。
- 電話で利用日を予約
 - 実施保育園に電話で利用日を予約します。
 - 医療機関を受診し、児童状況書を用意します。
- 利用日当日に、利用申込書と児童状況書を提出
 - 病児・病後児専用入り口から入室します。
 - 利用当日の持ち物や注意事項は、実施保育園に確認してください。児童の体調等によっては、利用できない場合があります。

病児病後児緊急サポート事業

平成23年度より緊急サポートセンター埼玉へ委託して病児病後児（原則として0歳から小学生まで）の一時保育及び宿泊を伴う保育や一時保育等の援助活動を行っています。

利用には原則として事前に入会手続きが必要です。ホームページの入会申し込みフォームから、またはFAXや郵送にて入会申込書をお送りください。

詳しくは緊急サポートセンター埼玉（NPO法人病児保育を作る会）までお問い合わせください。

こんなときに利用できます

風邪や発熱などの病気のとき 宿泊を伴う預かり 緊急を伴う預かり
ファミリー・サポート・センター利用時間外の預かり など

時間外割増謝礼

利用時間	金額
8:00～20:00	1時間あたり1,000円
20:00～翌8:00	1時間あたり1,200円
宿泊(18:00～翌9:00)	1泊あたり10,000円

町内医療機関・休日急患

休日診療等の案内

場 所	電話番号	診療日	診療時間
東入間医師会休日急患診療所 (内科・小児科) ふじみ野市駒林元町 3-1-20	049- 264-9592	日曜、祝日、年末年始 (12月31日~1月3日)	9時~12時 13時~16時 19時~21時
イムス富士見総合病院 (朝霞保健所管内小児二次救急) 富士見市鶴間 1967-1	049- 251-3060	担当医が休診の場合もございます ので、事前にご確認ください。	

町内救急病院 ※受診前に専門医がいるか問合せ

医療機関名	所在地	電話番号
イムス三芳総合病院	藤久保 974-3	049-258-2323
ふじみの救急病院	北永井 997-5	049-274-7666
三芳野病院	北永井 890-6	049-259-3333

埼玉県救急電話相談(大人・小児)

急な病気や怪我の際に、家庭での対処方法や医療機関への受診の必要性について、看護師が電話で相談に応じます。

電話番号 #7119
048-824-4199(ダイヤル回線・IP電話・PHS・都県境の地域でのご利用の場合)

相談時間 24時間 365日

利用方法 音声ガイダンスに応じて相談したい窓口を選択してください。

- ①子どもの相談(小児救急電話相談)②大人の相談(大人の救急電話相談)
③医療機関案内(子ども・大人に対応しています。なお、歯科、口腔外科、精神科は除きます)
※電話機や回線によりプッシュ信号を認識できない場合は、オペレーターに電話
がつながりますのでそのままお待ちください。

※これまでどおり、#8000又は048-833-7911(子どもの相談)からも電話を
かけられます。

その他 ①「医薬品の使用方法等の相談」・「病気の治療方針」・「健康相談」・「介
護や育児の相談」・「身の上相談」は応じておりません。

②お問い合わせに対しご案内できない場合もありますので、ご承知お
きください。

お願い 案内された医療機関を受診する前に、必ずその医療機関に電話でご確
認ください。

外国籍の方の相談先

【生活相談や専門相談を行っている団体】

「ふじみ野国際交流センター(FICEC)」 電話 049-256-4290

住所 〒356-0004 ふじみ野市上福岡 5-4-25

ふじみ野国際交流センター(FICEC=ファイセック)は、埼玉県ふじみ野市、
富士見市、三芳町を中心に、地域の外国籍の方々への生活支援、日本語指導など、
多文化共生の街づくりを目的に活動しているNPOです。

電話による生活相談や日本語の勉強の支援、証明書の通訳(有料)など行って
おります。詳しくは、ふじみ野国際交流センターにお問い合わせください。

内 容 生活相談に関しては、下記の専用電話におかけください。
専用電話 049-269-6450
月~金曜日 午前10時~午後4時まで

「外国人総合相談センター埼玉」 電話 048-833-3296

内 容 ①外国語で電話による生活相談を行います。また、入管制度、労働問
題、法律問題の専門相談の予約を受け付けます(専門相談は予約が
必要です)。
②公共機関(県・市町村役場・病院)で日本語がわからなくなって困っ
たときは、電話で通訳します。
③埼玉県の情報外国語で提供します。

対応言語 英語、スペイン語、中国語、ポルトガル語、韓国・朝鮮語、タガログ語、
タイ語、ベトナム語、やさしい日本語、インドネシア語、ネパール語、ロ
シア語、ウクライナ語

受付時間 月~金曜日 9時~16時(祝日、12/29~1/3を除く)

「AMDA国際医療情報センター」 電話 03-6233-9266(多言語相談電話)

英語・中国語・韓国語・タイ語・スペイン語・ポルトガル語・フィリピン語・ベ
トナム語の通じる医師の紹介



←三芳町ホームページ
二次元コード
令和7年12月末日時点

医療機関一覧(三芳医会)

※令和8年4月1日から、RSウイルスのワクチンが定期接種となります。
対象は、在胎28週から36週の間の妊婦の方となります。詳しくは、町ホームページをご確認下さい。

医療機関名	住所	電話番号	乳幼児・学齢期 予防接種													
			ヒブ	小児肺炎球菌	B 肝	五種混合	ロタ	不活化ポリオ	BCG	水痘	麻しん風しん1期	麻しん風しん2期	日本脳炎1期	日本脳炎2期	二種混合	HPV
あさの内科クリニック	みよし台6-14	274-6221								●	●	●	●	●	●	
イムス三芳総合病院	藤久保974-3	258-2323		●	●	●	●			●	●	●	●	●	●	●
こうの病院	北永井694-5	257-8187	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●	●	
埼玉セントラル病院	上富2177	259-0161														
耳鼻咽喉科橋本医院	藤久保345-46	258-5258														
すじの眼科	みよし台11-9	274-1655														
富士内科クリニック	藤久保16-15	257-0601	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
ふじみの救急病院	北永井997-5	274-7666														
三芳野病院	北永井890-6	259-3333														
安田醫院	上富402-5	258-3251	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
山田内科クリニック	北永井3-11	259-4462	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

歯科医院一覧(三芳町歯科医師会)

医療機関名	住所	電話番号	成人歯科	妊婦歯科
清水歯科医院	藤久保849-21	258-7475	●	●
大進歯科医院	藤久保431-22	259-1138	●	●
はばら歯科	藤久保82	258-7615	●	●
三芳歯科医院	藤久保311-9	258-5200	●	●
ユナイトみよし歯科	藤久保855-403	274-5418	●	●
うららか歯科	藤久保337-9ペルク藤久保店1F	293-4841	●	●
おがた歯科小児歯科医院	みよし台6-7	258-2205	●	●

いざという時のお役立ちサイト

こどもの救急
サイト PC <https://kodomo-qq.jp/>
内容 夜間や休日などの診療時間外に病院を受診するかどうか、判断の目安を提供。
対象年齢 1か月～6歳

Know ★ VPD !
サイト <https://www.know-vpd.jp/>
内容 予防接種に関する情報、接種スケジュール
対象年齢 乳児～学齢期

日本中毒情報センター
サイト <https://www.j-poison-ic.jp/>
内容 365日 24時間対応
 化学物質や動植物の毒などによって起こる急性中毒についての情報提供

たばこ誤飲事故専用電話
電話 072-726-9922
内容 365日 24時間対応

つくば中毒110番
電話 029-852-9999